

10.1.7 景観

1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

(1) 調査結果の概要

① 主要な眺望点及び景観資源の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II） 調査・予測の進め方について～資料編～」（環境省「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年）に掲載されている、「垂直視角と送電鉄塔の見え方」によれば、「垂直見込角が $1\sim2^\circ$ を超えると景観的に気になり出す可能性がある」とされていることから、風力発電機が垂直視野角1度以上で視認できる可能性がある範囲を景観的な影響が生じうる範囲として、主要な眺望点における調査地域を図10.1.7-1のとおりとした。

垂直視野角1度の範囲は、風力発電機（地上高さ：172m）から約9.9kmである。

また、景観資源における調査地域も同様に、図10.1.7-2のとおりとした。

(b) 調査方法

「第3章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」に記載のとおり、文献その他の資料による情報収集並びに当該情報の整理を行った。

(c) 調査結果

主要な眺望点及び景観資源の調査結果は、「第3章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」のとおりである。

主要な眺望点については、第3章で選定した6地点の他、住民が日常的に眺望する場所として8地点追加した。さらに、方法書に対する意見等を踏まえ主要な眺望点として6地点追加し、計20地点を選定した。

主要な眺望点の選定根拠は表10.1.7-1、その位置は図10.1.7-1のとおりである。

表 10.1.7-1 景観調査地点

番号	調査地点	設定根拠
①	三里浜緩衝緑地（展望所）	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性のある範囲内において、不特定かつ多数の利用がある地点を主要な眺望点として設定した。
②	九頭竜川堤防	
③	鷹巣海水浴場	
④	鮎川海水浴場	
⑤	国見岳	
⑥	越知山大谷寺奥之院	
⑦	高尾山	方法書に対する福井県知事意見を踏まえ、主要な眺望点として設定した。
⑧	越知山展望台	
⑨	コスモス公苑	
⑩	棗地区	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区（生活環境の場）を主要な眺望点として設定した。
⑪	鶴地区	
⑫	本郷地区	
⑬	高須地区	
⑭	鷹巣地区	
⑮	国見地区	
⑯	一光地区	
⑰	飯塚地区	方法書に対する福井県知事意見等を踏まえ、主要な眺望点として設定した。
⑱	鷹巣海岸線（歩道）	
⑲	糸崎園地	
⑳	越前海岸線（車道）	

注：「⑧越知山展望台」については、垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性のある範囲外であるが、方法書に対する福井県知事の意見を踏まえて調査地点として選定した。

b. 対象事業実施区域の可視領域の検討

(a) 検討方法

主要な眺望点の周囲について、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、風力発電機（地上高さ：172m）が視認できる可能性のある領域を可視領域とした。

(b) 検討結果

風力発電機の可視領域は図 10.1.7-1 のとおりである。

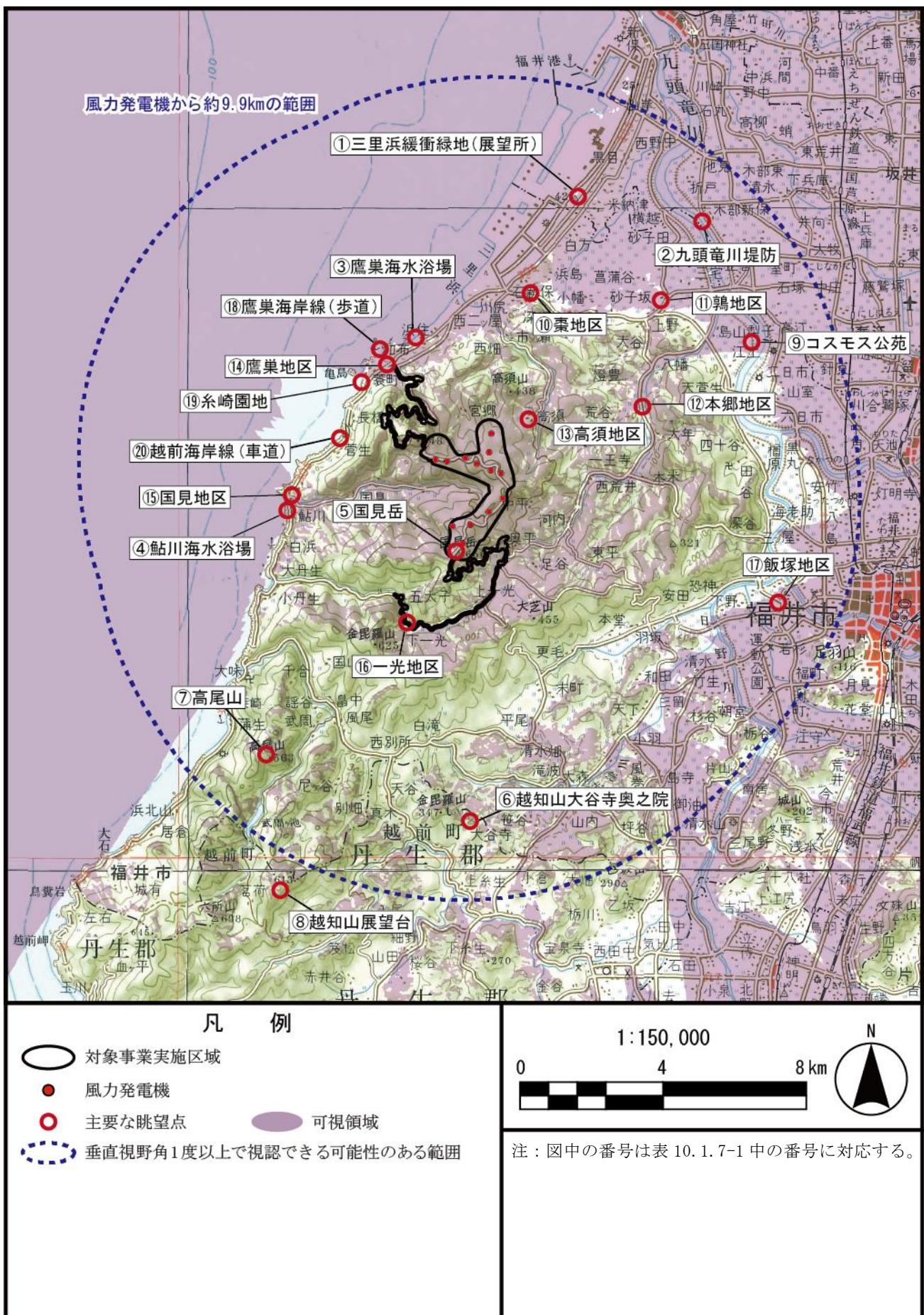


図 10.1.7-1 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点及び可視領域

② 主要な眺望景観の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

調査地域は将来の風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性のある約 9.9km の範囲を踏まえ、図 10.1.7-1 のとおりとした。

(b) 調査期間

入手可能な最新の資料とした。

(c) 調査方法

「第 3 章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」及び「①主要な眺望点及び景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、主要な眺望点と景観資源との位置関係や眺望方向、風力発電機からの距離を確認し、当該情報の整理及び解析を行った。

(d) 調査結果

主要な眺望点及び景観資源の位置を示した主要な眺望景観の状況は、図 10.1.7-2 のとおりである。

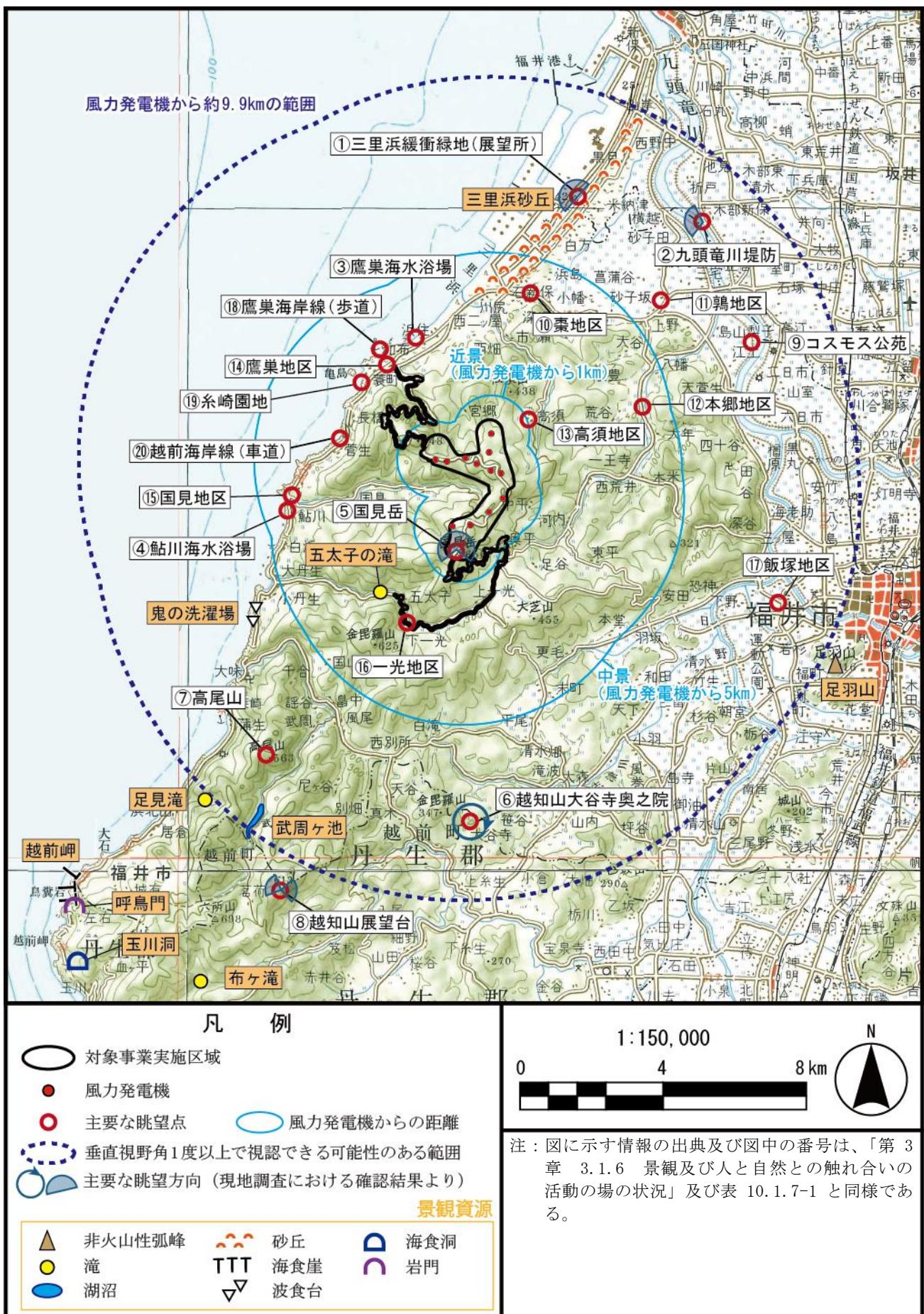


図 10.1.7-2 主要な眺望景観

b. 現地調査

(a) 調査地域

調査地域は将来の風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認できる可能性のある約 9.9km の範囲を踏まえ、図 10.1.7-1 のとおりとした。

(b) 調査地点

調査地点は図 10.1.7-2 のとおり、主要な眺望点 20 地点とした。

(c) 調査期間

調査期間の詳細は表 10.1.7-2 のとおりである。

調査期間については、落葉期を基本とし、「⑨コスモス公苑」については、コスモスの開花時期に合わせて調査を行った。調査時間については、風力発電機の視認性を考慮し、晴天の日中に撮影を行った。なお、樹木による遮蔽が最も少なくなり、風力発電機の最も視認性が高まる落葉期を調査期間とした。

(d) 調査方法

現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行った。現地調査において確認した眺望方向は図 10.1.7-2 のとおりである。

(e) 調査結果

現地の目視確認の結果は表 10.1.7-2、主要な眺望景観の状況は図 10.1.7-3 のとおりである。

表 10.1.7-2 調査日及び現地の目視確認の結果

番号	主要な眺望点	距離区分 ・方向	調査日	風力発電機の視認性 (現地の目視確認の結果)
①	三里浜緩衝緑地（展望所）	遠景 北北東	令和2年11月12日	公園内に位置する展望所から撮影した。視認できる可能性がある。
②	九頭竜川堤防	遠景 北東	令和2年11月14日	福井百景で紹介されている場所から撮影した。視認できる可能性がある。
③	鷹巣海水浴場	中景 北北東	令和2年11月12日	海岸から撮影した。視認できる可能性がある。
④	鮎川海水浴場	中景 西南西	令和2年11月12日	海岸から撮影した。視認できる可能性がある。
⑤	国見岳	近景 南西	令和3年 4月11日	山頂に位置する管理事務所付近から撮影した。視認できる可能性がある。
⑥	越知山大谷寺奥之院	遠景 南	令和3年 2月14日	越知山大谷寺奥之院の社横から撮影した。視認できる可能性がある。
⑦	高尾山	遠景 南西	令和2年12月 6日	山頂は植生が繁茂しており、事業地方向が遮蔽されていたため、山頂付近の開けた場所から撮影した。視認できる可能性がある。
⑧	越知山展望台	遠景 南	令和2年11月17日	山頂に位置する展望台から撮影した。視認できない可能性がある。
⑨	コスモス公苑	遠景 南	令和2年10月21日	コスモスと事業地方向が開けた場所から撮影した。視認できる可能性がある。
⑩	棗地区	中景 東北東	令和2年11月12日	棗公民館付近から撮影した。視認できる可能性がある。
⑪	鶴地区	遠景 東北	令和3年 3月 3日	鶴公民館敷地内から撮影した。視認できる可能性がある。
⑫	本郷地区	中景 東北東	令和3年 3月 3日	本郷公民館付近から撮影した。視認できる可能性がある。
⑬	高須地区	中景 東北東	令和3年 3月 3日	高須町集落センター付近から撮影した。視認できる可能性がある。
⑭	鷹巣地区	中景 北西	令和3年 3月 3日	鷹巣公民館付近から撮影した。視認できる可能性がある。
⑮	国見地区	中景 西北西	令和3年 3月 3日	国見公民館敷地内から撮影した。視認できる可能性がある。
⑯	一光地区	中景 南南西	令和3年 3月 3日	一光公民館付近から撮影した。視認できない可能性がある。
⑰	飯塚地区	遠景 東南東	令和2年11月15日	福井市西体育館付近から撮影した。視認できる可能性がある。
⑱	鷹巣海岸線(歩道)	中景 北北西	令和2年11月14日	鷹巣海岸線(歩道)沿いの事業地方向が開けた場所から撮影した。視認できる可能性がある。
⑲	糸崎園地	中景 北西	令和2年11月12日	糸崎園地で撮影した。視認できない可能性がある。
⑳	越前海岸線(車道)	中景 西北西	令和2年11月12日	越前海岸線(車道)沿いに位置する休憩所から撮影した。視認できない可能性がある。

注：1. 番号は図 10.1.7-1 に対応する。

2. 「景観工学」（日本まちづくり協会編、平成13年）の区分を参考に、近景は約1km以内、中景は約1～5km、遠景は約5km以上とした。

3. 方向は最寄りの風力発電機から見た眺望点の方向を示す。

(2) 予測及び評価の結果

① 土地又は工作物の存在及び供用

a. 地形改変及び施設の存在

(a) 環境保全措置

地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・既存道路の活用により、事業の実施に伴う土地の改変を最小限に抑える。
- ・樹木の伐採を最小限に抑えるとともに、造成工事により生じた裸地部は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努める。
- ・風力発電機は周囲の環境になじみやすいよう、環境融和色に塗装する。

(b) 予測

ア. 予測地域

予測地域は対象事業実施区域及びその周囲とした。

イ. 予測地点

予測地点は図 10.1.7-2 のとおり、主要な眺望点 20 地点とした。

ウ. 予測対象時期等

すべての風力発電施設が完成した時期とした。

エ. 予測手法

(ア) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ねることにより影響の有無を予測した。

(イ) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、風力発電機の見え方や風力発電機と景観資源の位置関係など、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測した。

オ. 予測結果

(ア) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点のうち、「⑤国見岳」以外の眺望点はいずれも対象事業実施区域外であるため、事業の実施による直接的な改変が及ぶ区域とは重複しない。

景観資源は、いずれも対象事業実施区域外であるため、事業の実施による直接的な改変が及ぶ区域とは重複しない。

(イ) 主要な眺望景観の状況

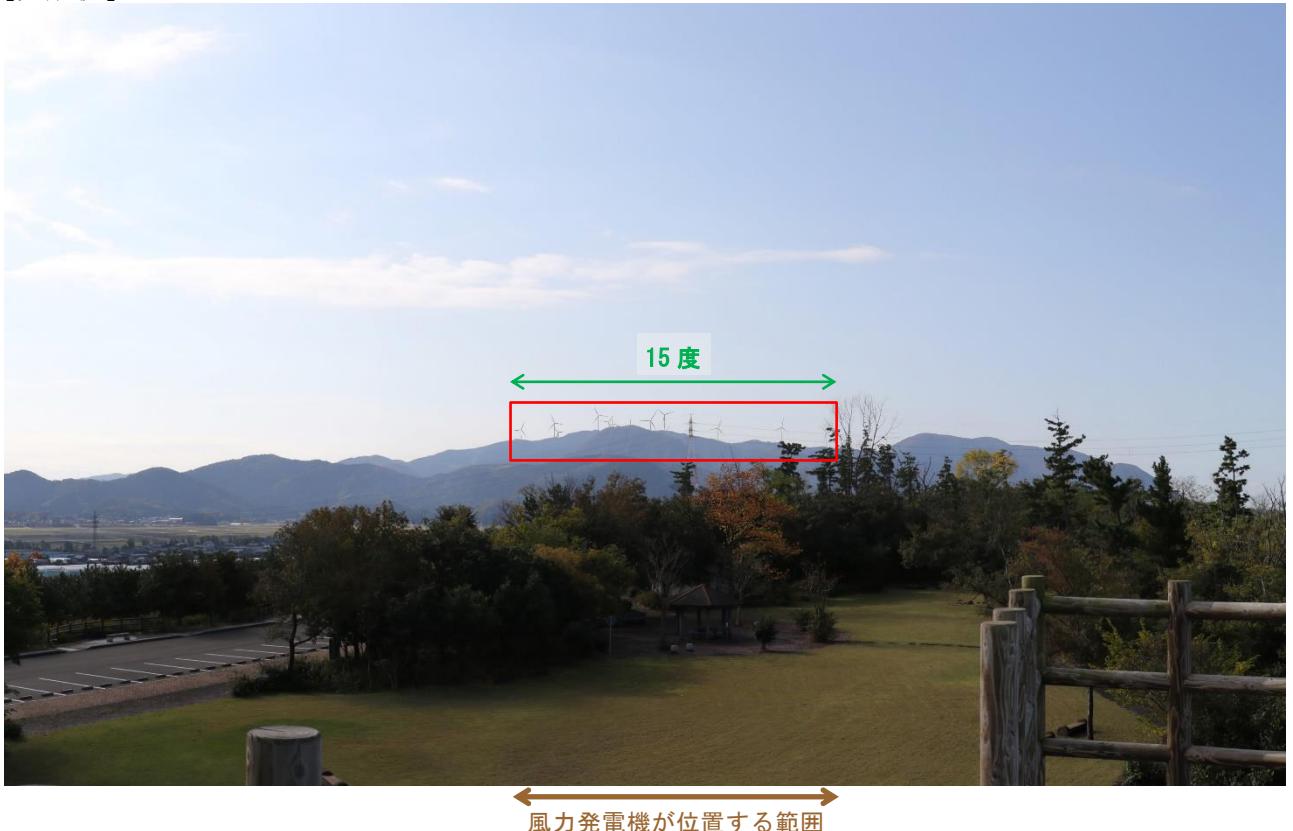
主要な眺望景観の変化の状況は図 10.1.7-3、風力発電機の視認状況の予測結果は表 10.1.7-3 のとおりである。

なお、主要な眺望景観の変化の状況は水平画角 60 度で図示した。風力発電機が位置する範囲のすべてを包括する広角における予測結果は、資料編のとおりである。

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(1) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(①三里浜緩衝緑地（展望所）)

【現状】



【完成後】



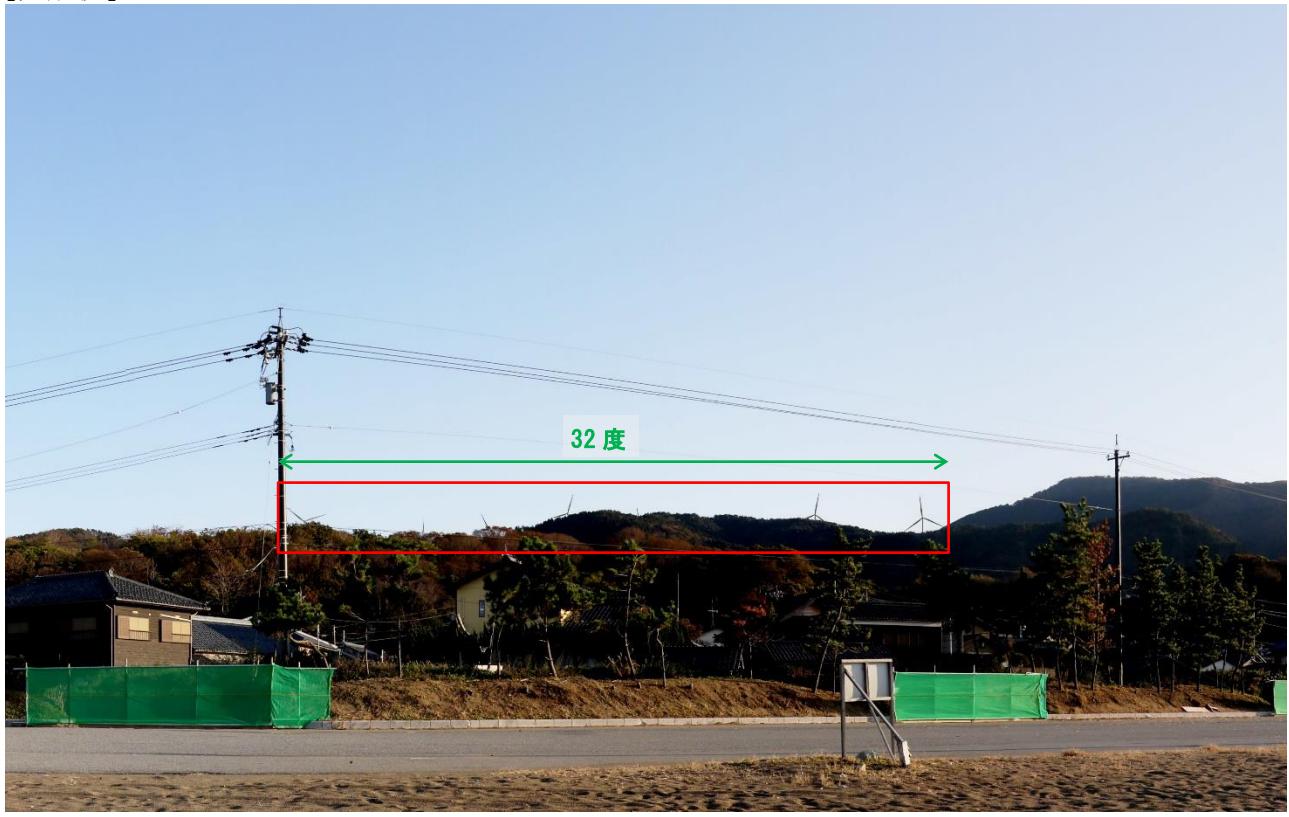
※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(2) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(②九頭竜川堤防)

【現状】



【完成後】



← 風力発電機が位置する範囲 →

※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(3) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(③鷹巣海水浴場)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(4) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(④鮎川海水浴場)

【現状】



図 10.1.7-3(5-1) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑤国見岳) [北方向]

【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(5-2) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑤国見岳) [北方向]

【現状】



図 10.1.7-3(5-3) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑤国見岳) [北東方向]

【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(5-4) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑤国見岳) [北東方向]

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(6) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑥越知山大谷寺奥之院)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(7) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑦高尾山)

【現状】



【完成後】



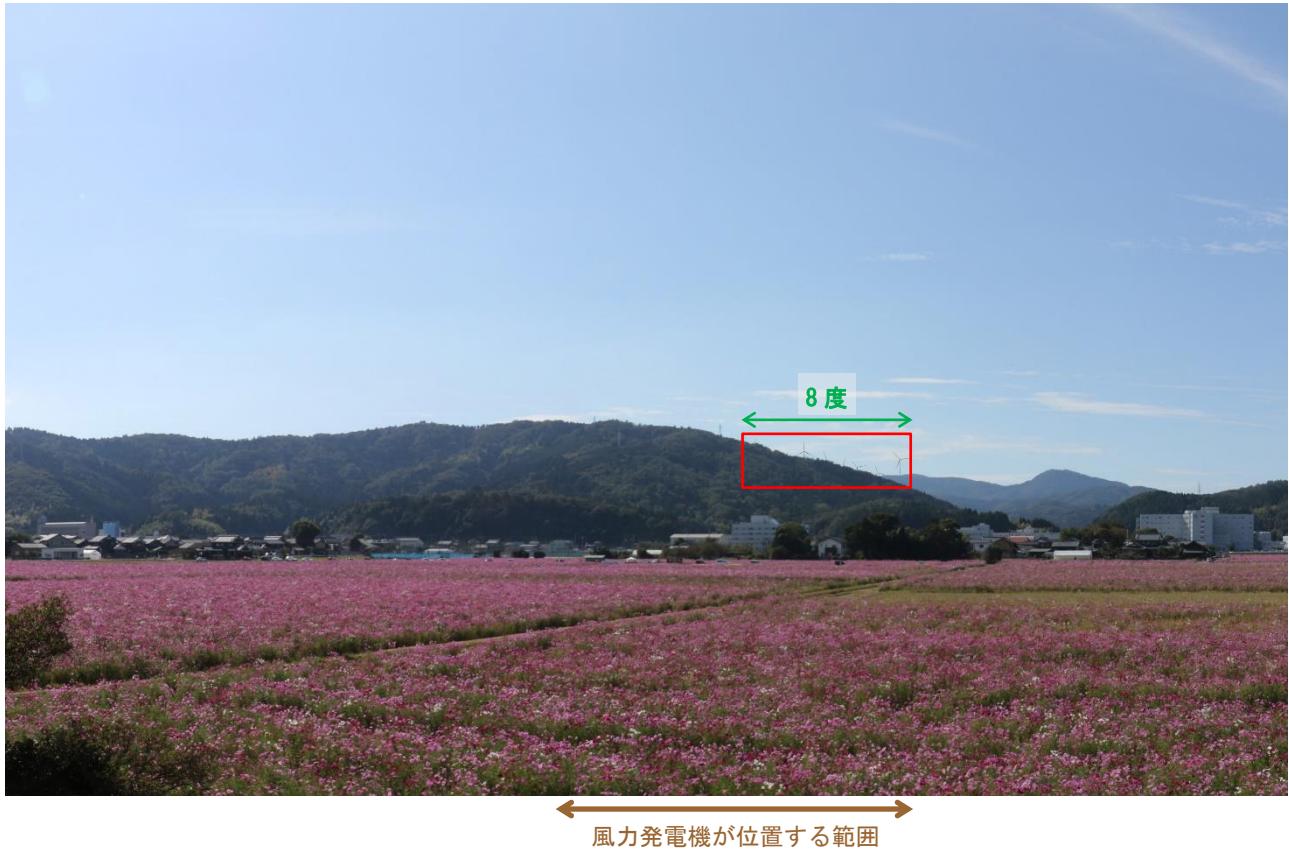
← →
風力発電機が位置する範囲

図 10.1.7-3(8) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑧越知山展望台) <不可視>

【現状】



【完成後】



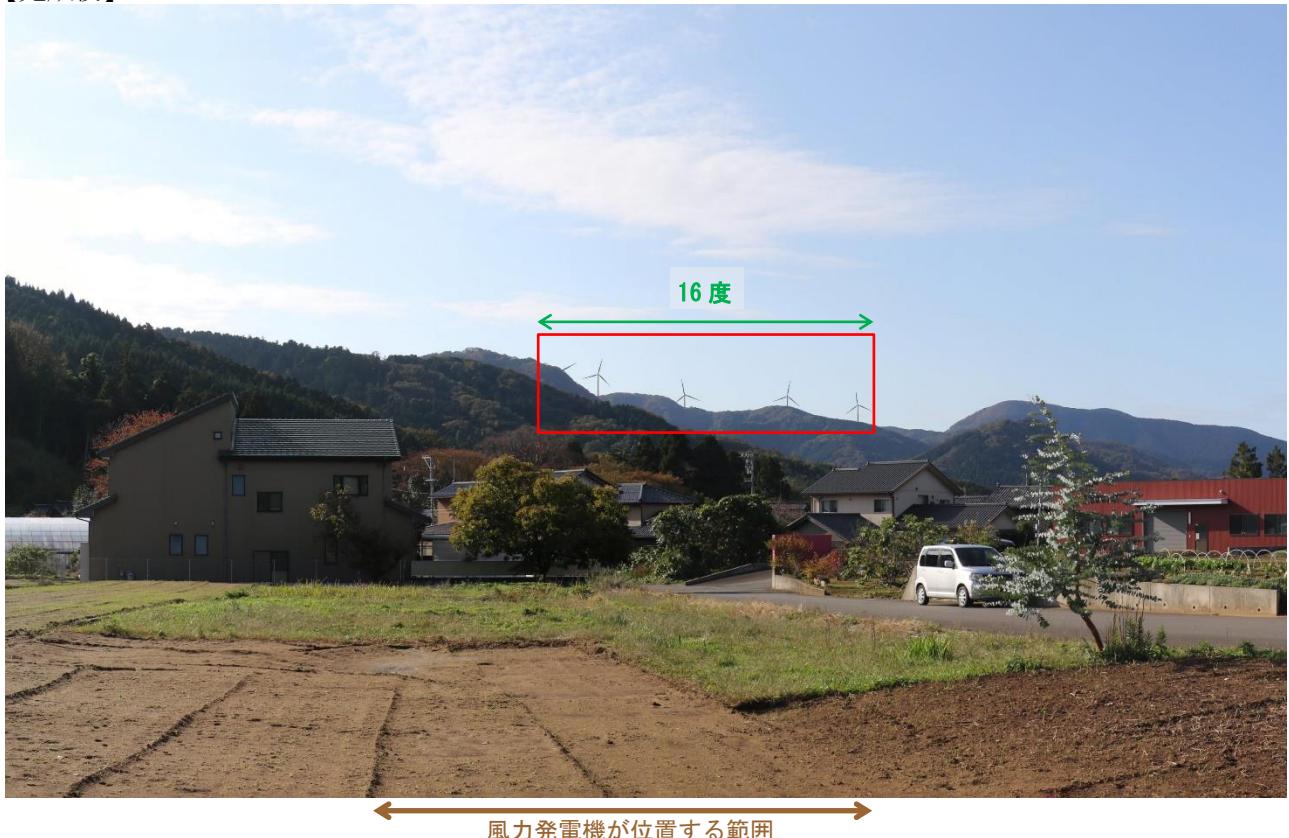
※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(9) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑨コスモス公苑)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(10) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑩棗地区)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

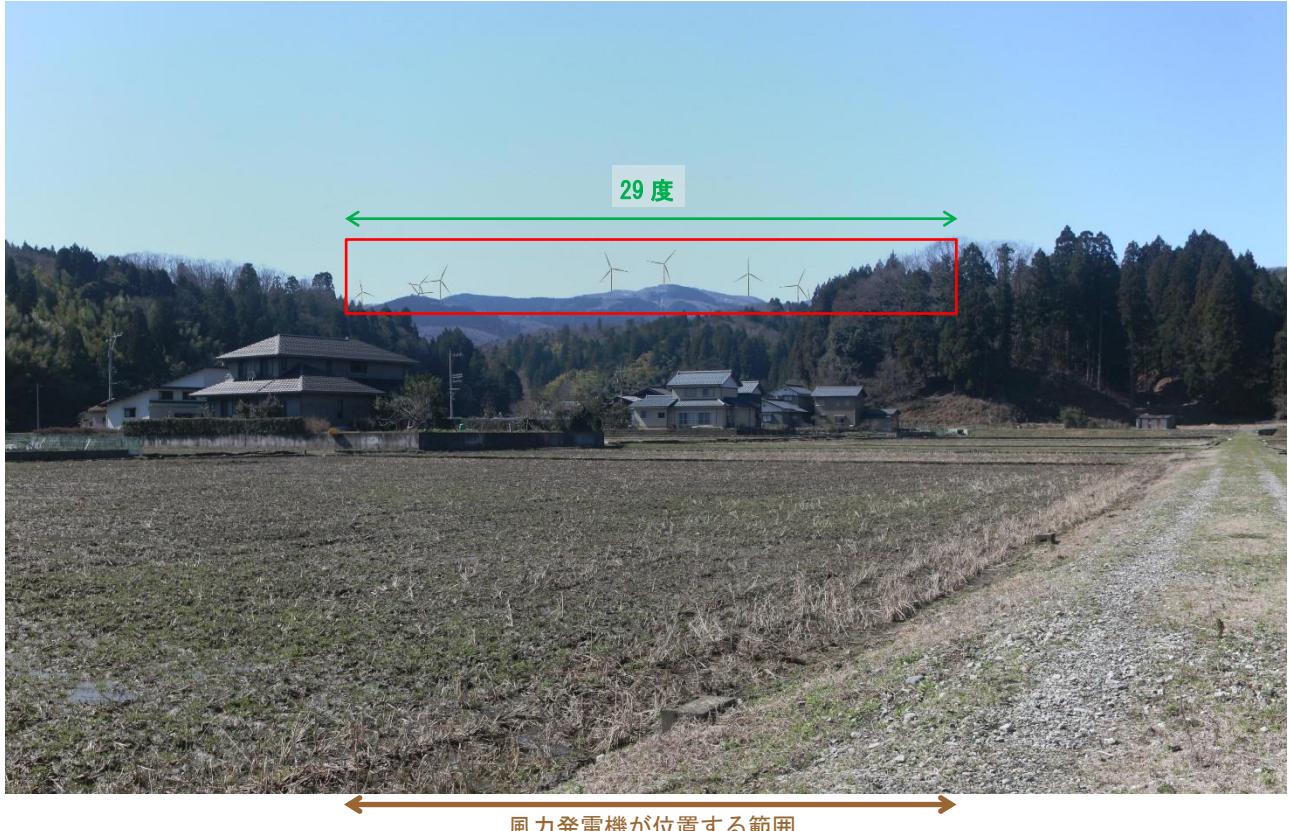
図 10.1.7-3(11) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑪鶴地区)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(12) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑫本郷地区)

【現状】



【完成後】



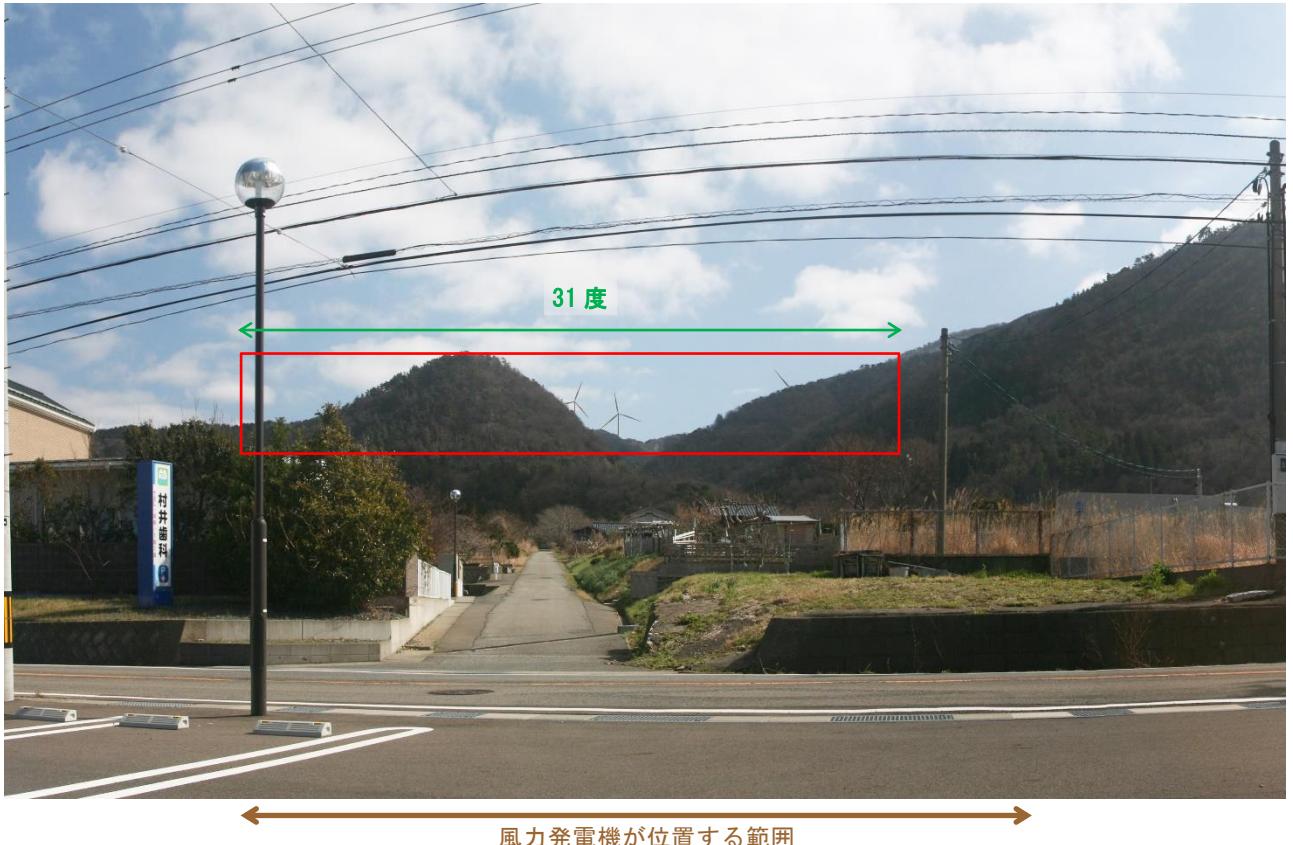
※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(13) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑬高須地区)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(14) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(14)鷹巣地区)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(15) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑯国見地区)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

図 10.1.7-3(16) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑯一光地区) <不可視>

【現状】



【完成後】



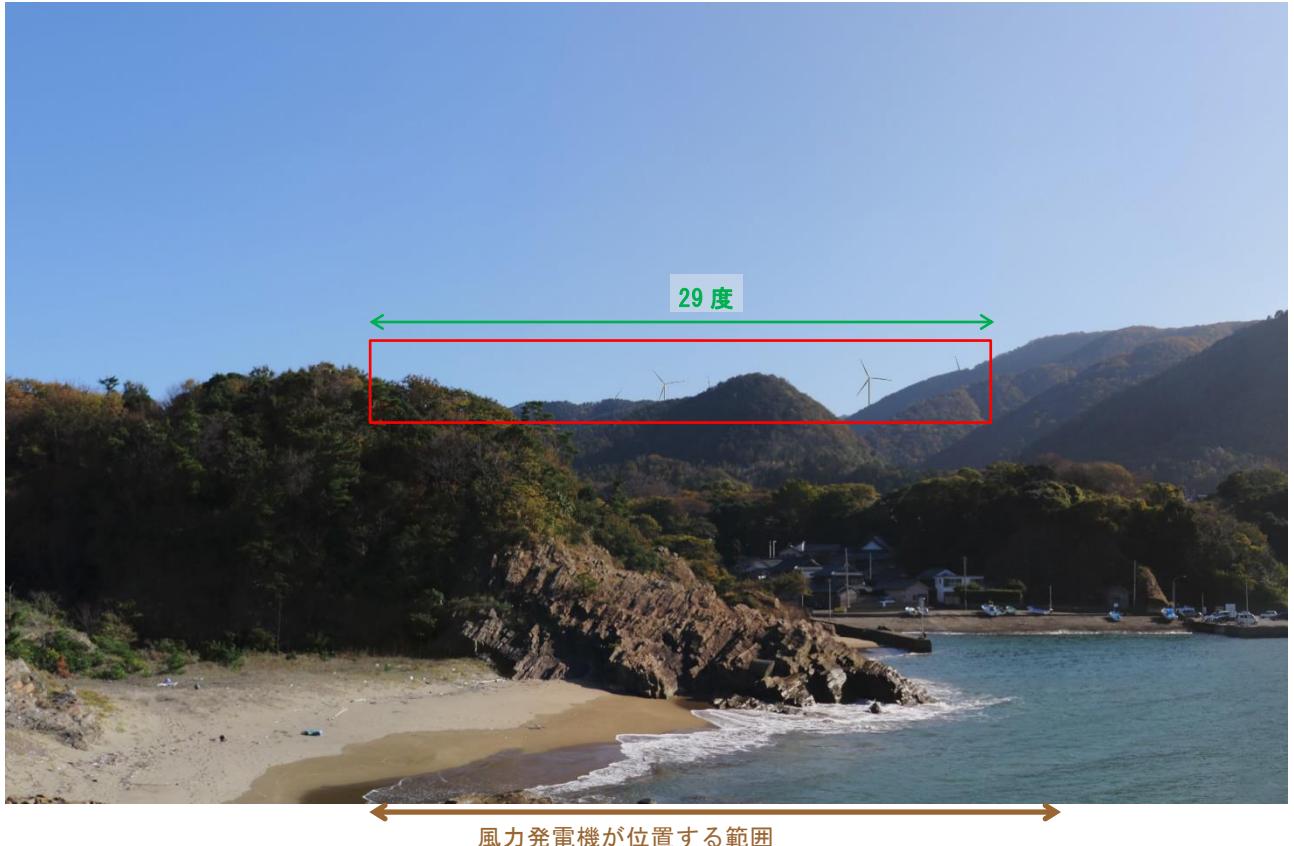
※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(17) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑯飯塚地区)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認できる範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(18) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑯鷹巣海岸線(歩道))

【現状】



【完成後】

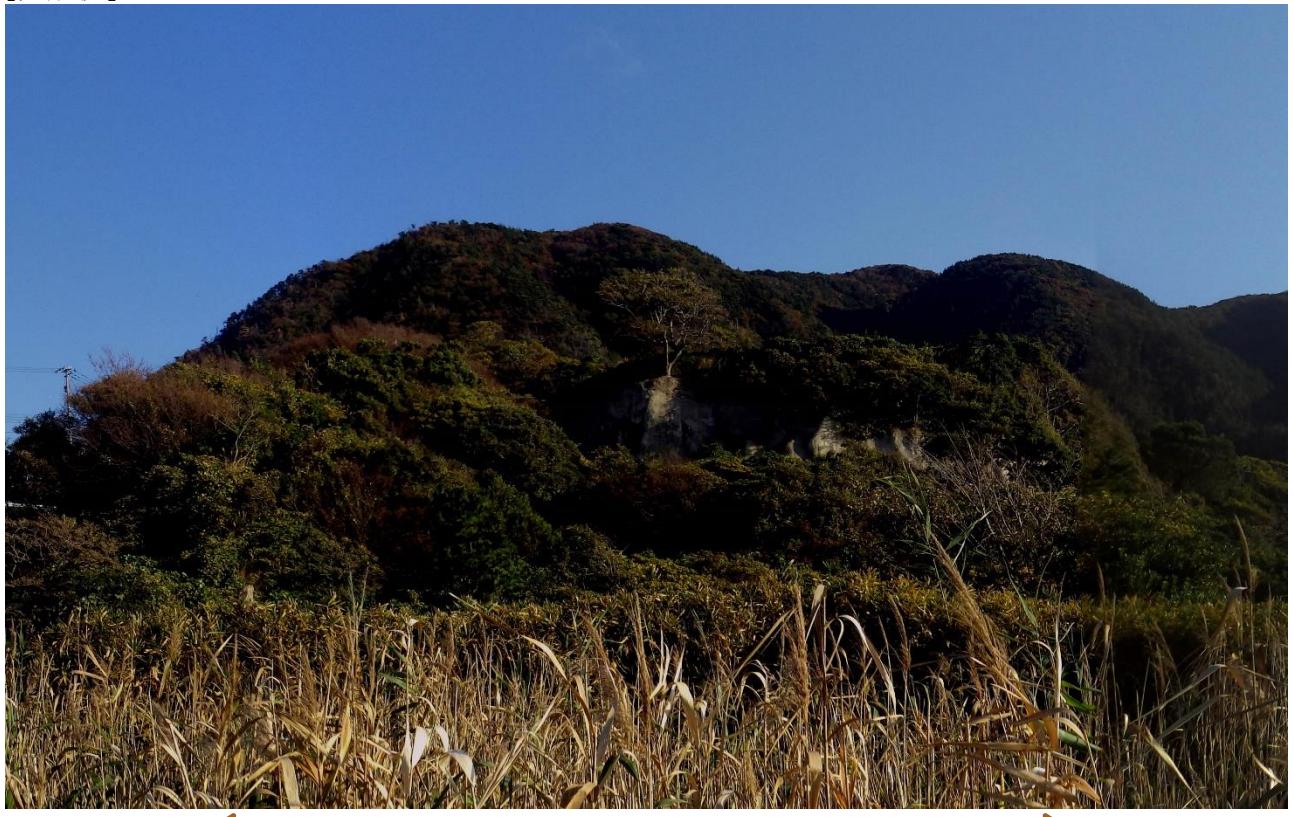


図 10.1.7-3(19) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑯糸崎園地) <不可視>

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

図 10.1.7-3(20) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果
(⑩越前海岸線(車道)) <不可視>

表 10.1.7-3(1) 風力発電機の視認状況の予測結果

番号	予測地点	垂直視野角が最大となる風車との距離 (km)	最大垂直視野角 (度)	眺望の変化の状況
①	三里浜緩衝緑地(展望所)	8.1	1.2	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.2 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
②	九頭竜川堤防	8.3	1.2	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.2 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
③	鷹巣海水浴場	3.5	1.9	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.9 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
④	鮎川海水浴場	4.7	2.0	風力発電機の一部が地形と植生と人工物に遮蔽され、最大垂直視野角は 2.0 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑤	国見岳	0.3	33.6	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 33.6 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑥	越知山大谷寺奥之院	7.8	1.3	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.3 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑦	高尾山	8.1	1.1	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され最大垂直視野角は 1.1 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑧	越知山展望台	—	不可視	風力発電機は地形と植生に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑨	コスモス公苑	7.7	1.3	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.3 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑩	棗地区	5.0	1.9	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.9 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑪	鶴地区	6.6	1.2	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.2 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑫	本郷地区	4.4	1.9	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 1.9 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑬	高須地区	1.3	4.0	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 4.0 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑭	鷹巣地区	3.4	2.3	風力発電機の一部が地形と植生と人工物に遮蔽され、最大垂直視野角は 2.3 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。

注：最大垂直視野角については、手前の地形、植生及び建造物等の遮蔽状況を考慮し算出した。

表 10.1.7-3(2) 風力発電機の視認状況の予測結果

番号	予測地点	垂直視野角が最大となる風車との距離 (km)	最大垂直視野角(度)	眺望の変化の状況
⑯	国見地区	4.6	2.1	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 2.1 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑰	一光地区	—	不可視	風力発電機は地形に遮蔽され、視認できないと予測する。
⑱	飯塚地区	9.0	0.2	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 0.2 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑲	鷹巣海岸線(歩道)	3.6	2.4	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、最大垂直視野角は 2.4 度であると予測する。写真において明らかに捉えられる景観資源はない。
⑳	糸崎園地	—	不可視	風力発電機は地形に遮蔽され、視認できないと予測する。
㉑	越前海岸線(車道)	—	不可視	風力発電機は地形に遮蔽され、視認できないと予測する。

注：最大垂直視野角については、手前の地形、植生及び建造物等の遮蔽状況を考慮し算出した。

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に係る評価

地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。なお、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成25年）を参考とした。

- ・既存道路の活用により、事業の実施に伴う土地の改変を最小限に抑える。
- ・樹木の伐採を最小限に抑えるとともに、造成工事により生じた裸地部は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努める。
- ・風力発電機は周囲の環境になじみやすいよう、環境融和色に塗装する。

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響についての評価の結果は表10.1.7-4のとおりである。

上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う景観に関する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.1.7-4(1) 評価の結果（主要な眺望点への直接的な影響）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度	該当する主要な眺望点	評価の結果
主要な眺望点への直接的な影響	眺望点の直接改変	あり	(該当なし)	(該当なし)
		なし	すべての眺望点	改変しないため、影響はない。

表 10.1.7-4(2-1) 評価の結果（主要な眺望景観への影響）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度			該当する主要な眺望点	評価の結果
主要な眺望景観への影響 風力発電機の視認程度	垂直視野角	送電鉄塔の見え方の知見	NEDOにおける知見			
	視認できない	—	—	⑧越知山展望台 ⑯一光地区 ⑲糸崎園地 ⑳越前海岸線(車道)	視認できないため、影響はない。	
	垂直視野角：0.2 度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	⑰飯塚地区	眺望景観に変化はあるが、人工物が視界に入る地点であり、風力発電機は周囲の環境になじみやすいように環境融和色に塗装する等の環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。	
	垂直視野角：0.5 度	輪郭がやっとわかる。		(該当なし)		
	垂直視野角：1 度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。		①三里浜緩衝緑地 (展望所) ②九頭竜川堤防 ⑥越知山大谷寺奥之院 ⑦高尾山 ⑨コスモス公苑 ⑪鶴地区	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいように環境融和色に塗装する等の環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。	
	垂直視野角：1.1～1.3 度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。				

注：※については以下のとおりである。

※1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）による鉄塔の見え方の知見

※2：「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」（平成 29 年）

表 10.1.7-4(2-2) 評価の結果（主要な眺望景観への影響）

予測及び評価の項目	影響の有無、程度			該当する主要な眺望点	評価の結果
	垂直視野角	送電鉄塔の見え方の知見	NEDOにおける知見		
主要な眺望景観への影響 風力発電機の視認程度	垂直視野角：1.5～2度	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。	約1.5度までは、(風力発電機は見えるが)気にならない。	③鷹巣海水浴場 ④鮎川海水浴場 ⑩棗地区 ⑫本郷地区	眺望景観に変化はあるが、風力発電機と同時に電柱や建物等の人工物も視界に入る地点であり、環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：2.1～2.4度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	⑭鷹巣地区 ⑮国見地区 ⑯鷹巣海岸線(歩道)	眺望景観に変化はあるが、風力発電機と同時に電柱等の人工物も視界に入る地点であり、風力発電機は周囲の環境になじみやすいように環境融和色に塗装する等の環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：3度	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。		(該当なし)	(該当なし)
	垂直視野角：4.0度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	負の意味で風力発電機を気にするようになる。	⑬高須地区	眺望景観に変化はあるが、風力発電機と同時に電柱や建物等の人工物も視界に入る地点であり、風力発電機は周囲の環境になじみやすいように環境融和色に塗装する等の環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：5～6度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある(構図を乱す)。圧迫感はあまり受けない(上限か)。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	(該当なし)	(該当なし)
	垂直視野角：8.0度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	風力発電機に対して圧迫感を覚えるようになる。		

注：※については以下のとおりである。

※1：「景観対策ガイドライン(案)」(UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年)による鉄塔の見え方の知見

※2：「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握1)」(平成29年)

表 10.1.7-4(2-3) 評価の結果（主要な眺望景観への影響）

予測及び評価の項目	影響の有無、程度			該当する主要な眺望点	評価の結果
	垂直視野角	送電鉄塔の見え方の知見	NEDOにおける知見		
主要な眺望景観への影響 風力発電機の視認程度	垂直視野角：10～12度	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	(該当なし)	(該当なし)
	垂直視野角：20度	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。		⑤国見岳	不特定多数の利用のある施設として選定したが、令和3年度から休園中であり、眺望を楽しむ場としては機能していないこと、また環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲で影響の低減が図られている。 ※関係機関への聞き取りによると、令和3年度末に閉園予定である。
	垂直視野角：33.6度	※1参考資料に見え方が記載されていない。			

注：※については以下のとおりである。

※1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）による鉄塔の見え方の知見

※2：「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握1）」（平成29年）

表 10.1.7-4(3) 評価の結果（景観資源の直接改変及び景観資源と風力発電施設との位置関係）

予測及び評価の項目	影響の有無、程度		該当する景観資源	評価の結果
景観資源への直接的な影響	景観資源の直接改変	あり	(該当なし)	(該当なし)
		なし	すべての景観資源	改変しないため、影響はない。
主要な眺望景観への影響	景観資源と風力発電施設との位置関係	主要な眺望点より対象事業実施区域方向を見た場合に、景観資源が本事業の風力発電機と同時に視認できる。	(該当なし)	(該当なし)
		主要な眺望点より対象事業実施区域方向を見た場合に、視認できない。	すべての景観資源	視認できないため、影響はない。